

愛知県 在宅医療介護連携システム「電子@連絡帳」に関する 広域連携協定書締結に関するお知らせ



2020/05/13
株式会社インターネットイニシアティブ
公共システム事業部ヘルスケア事業推進部

地域包括ケアシステムとは？

2000年：介護保険制度施行

- ・分析により第一に要介護高齢者には認知症を伴うケースが多い。
 - ・第二に**医療と介護の連携だけでは要介護の高齢者を支えきれない。**
- ⇒ **医療・介護サービスに加えて、生活支援も必要**である。
- ⇒厚労省老健局長「高齢者介護研究会」で2003年に取りまとめた報告書『2015年の高齢者介護』で初めて、**医療サービス、介護サービス、生活支援等を連携させた地域包括ケアシステムの概念が政策方針として提言**された。

2008年：「地域包括ケア研究会」

- ⇒介護分野の発達型から始まった地域包括ケアシステムに、**医療との協働の視点を取り入れ、さらに予防、生活支援、住まいまでを統合して考えるべき**と提案する。

2014年：「医療介護総合確保推進法」

- ・医療と介護は同格に扱われ、かつ**各市区町村で地域包括ケアシステムを構築**するよう定められた。

2020年：地域包括ケアシステム概念の進化

- ⇒高齢者の生活を支えるためには、医療、介護、予防だけではなく、買い物に出かけたり、人とつきあったりするなどの生活、さらに住まいと住まい方、何より「本人の選択と本人・家族の心構え」も大切であるといった考え方を深めている。
- ⇒**障がい者、支援を受けるべき子どもたち、その親たちを、地域社会から排除することのない「町づくり」**を目指す。

2014年：「医療介護総合確保推進法」（その1）

第106回市町村職員を対象とするセミナー

医療介護総合確保推進法(介護部分) の概要について

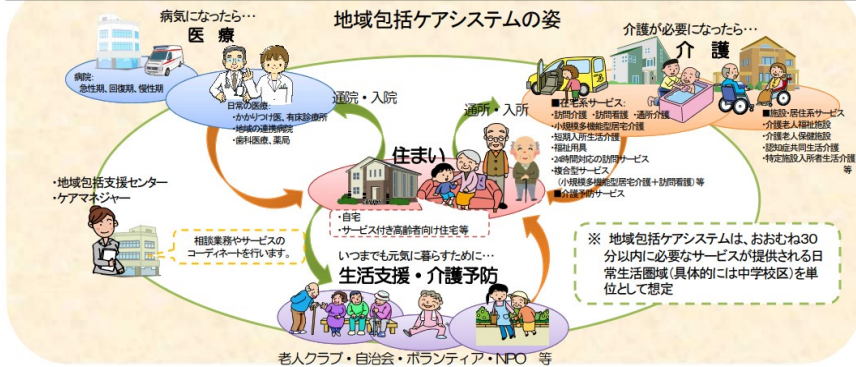
地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保
のための制度改正

平成26年9月
厚生労働省老健局

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000061858.pdf>

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態ともなっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



在宅医療・介護の連携の推進

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度～)により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化し、全国的に取り組む。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ、取り組む。
- 可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市町村が、原則として(ア)～(ク)の全ての事業項目を実施。
- 一部を郡市区医師会等(地域の中核的医療機関や他の団体を含む)に委託することができる。
- 都道府県・保健所が、市町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施の手引き書や事例集の作成等により支援。都道府県を通じて実施状況を把握。

(ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握	(オ) 在宅医療・介護関係者の研修
(イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議	(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
(ウ) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等	(キ) 地域住民への普及啓発
(エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	(ク) 二次医療圏内・関係市町村の連携

(参考) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による改正後の介護保険法第115条の45第2項

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一、三 (略)

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業(前号に掲げる事業を除く。)

五、六 (略)

第115条の45の10

- 1 市町村は、第115条の45第2項第4号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。
- 2 市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

2014年：「医療介護総合確保推進法」（その2）

3 市町村による効果的・効率的な事業実施

- 総合事業の実施に当たって、市町村は、
 - ・ 住民主体の多様なサービスの充実による、要支援者の状態等に応じた住民主体のサービス利用促進
 - ・ 高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実による認定に至らない高齢者の増加
 - ・ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。
- 総合事業と予防給付の費用の伸び率は、中長期的に75歳以上高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力。
- さらに、総合事業を効率的に実施していくため、個々の事業評価と、市町村による総合事業の結果等の検証と次期計画期間への取組の反映が重要。その際、介護保険運営協議会等で議論することが重要。

4 都道府県による市町村への支援

- 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その地域の実情に応じて、例えば以下のような市町村支援の取組を実施。
 - ・ 総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査等の現状把握
 - ・ 相談への助言・支援や好事例などの収集・情報提供
 - ・ 総合事業において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーターなどに対する研修、保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・人材確保
 - ・ 市町村間や各団体・組織との連絡調整 ネットワーク化等の広域調整 等

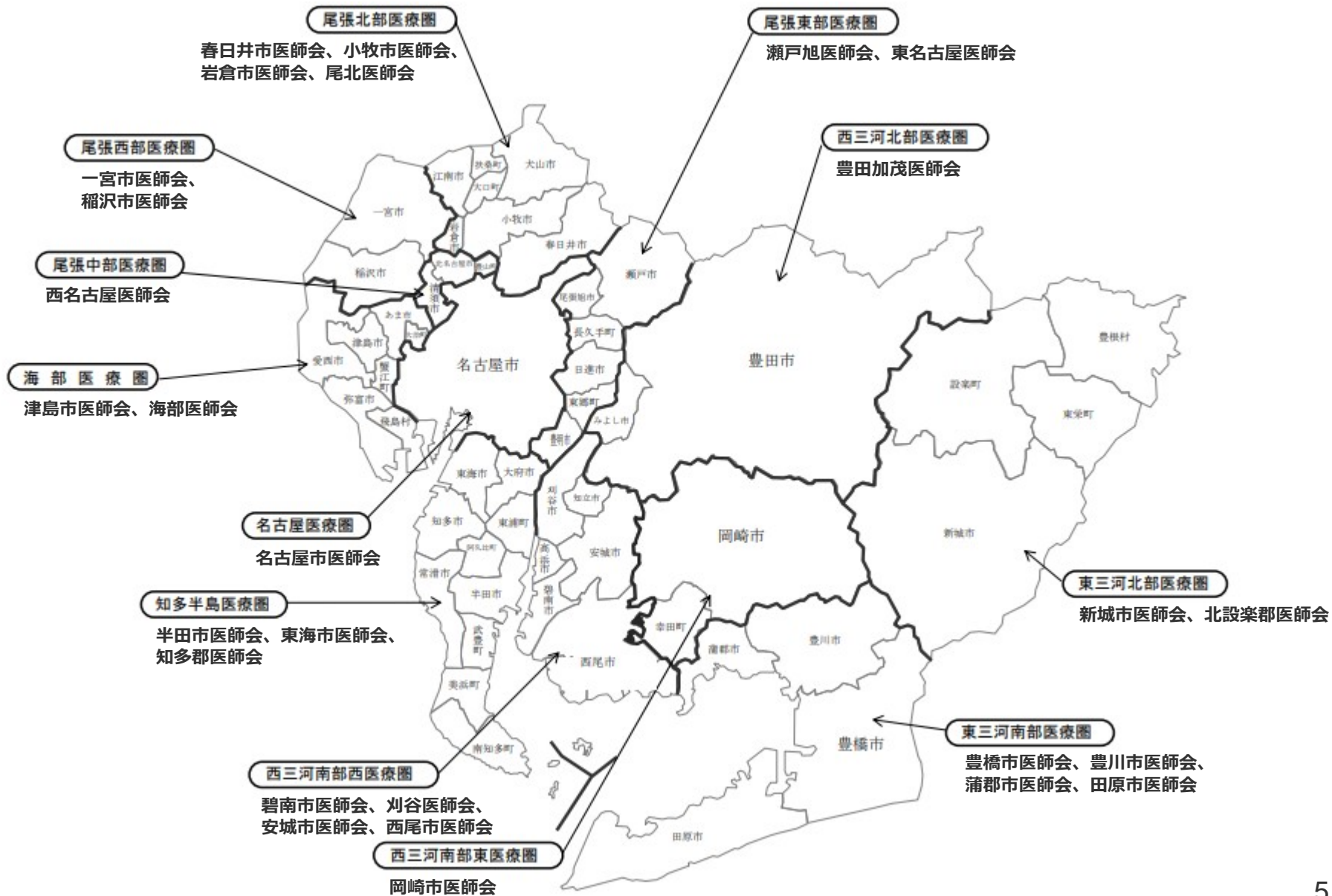
5 好事例の提供

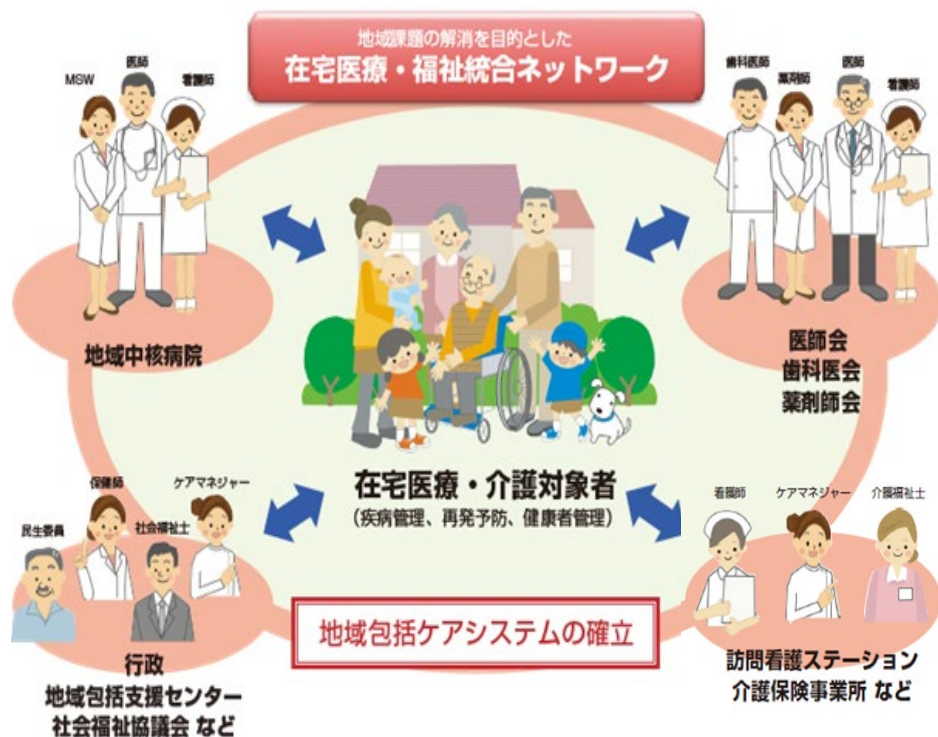
- 市町村による効率的・効果的な総合事業の実施のため、各種事例集を取りまとめ（次頁参照）。

二次医療圏とは？

- ・日本における医療計画とは、日常生活圏で通常必要とされる医療の確保のため都道府県が作成する整備計画。
- ・二次医療機関を単位とし、地域医療の効率化・体系化をはかるものであり医療法第30条で定められている。

愛知県 12 : 二次医療圏が存在





医療・介護サービスの提供体制改革の必要性

- ① 医療との連携強化
- ② 介護サービスの充実強化
- ③ 予防の推進
- ④ 見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備

在宅医療・福祉総合ネットワーク
IIJ電子@連絡帳サービス

多職種連携が必須

IIJ

医療情報ガイドラインに
対応したセキュリティ実装
クラウドサービス
開発・運用

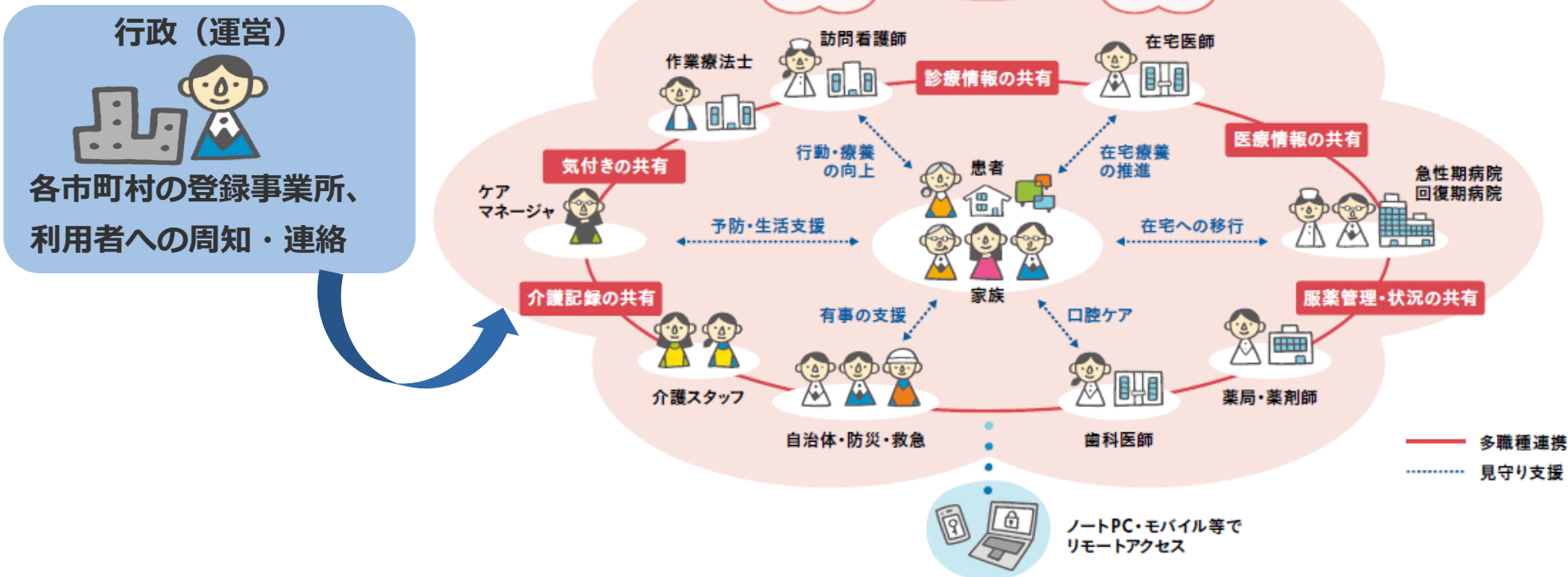
共同研究

名古屋大学総長補佐
名古屋大学医学部附属病院
先端医療開発部
先端医療・臨床研究支援センター長
水野 正明 教授



2017年からIJ電子@連絡帳サービス
を提供開始

「電子@連絡帳」で実現できる地域包括ケアシステムの推進



行政を含めた多職種間・異業種間の情報連携と共有

1チームでの患者支援を実現

国からの通知・連絡

患者さんの「暮らし」の記録

いつでも
どこでも
すばやく

各専門職の訪問結果（過去も含む）

疾病・服薬・バイタル状況の共有

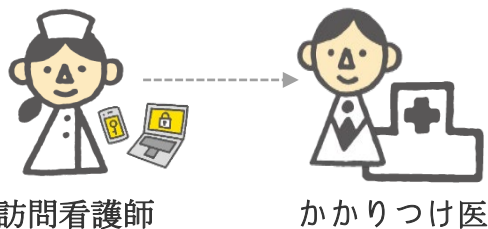
● 医療・介護連携

多職種での患者訪問結果の情報共有

（訪問診療の結果、バイタル情報、患部の写真、運動機能の動画）

（事例）

訪問看護師から、
かかりつけ医への
情報連携



写真で分かりや
すい！！

▼ 記載者：山内智之（Dr：田代ひ尿器科） 2014年06月26日 16時25分

修正 削除

最終更新日時:2014年06月26日 16時26分 文書タグ:

体重が増えているようですが、右足の発赤も落ち着いてきており、多少むくみはありますが、このままで経過観察をお願い致します。解り易い写真ありがとうございました。後日心不全のマーカ-をチェックして利尿剤の量を決めたいと思います。

▼ 記載者：[redacted]（Ns：[redacted] 訪問看護ステーション [redacted]） 2014年06月26日 13時42分

修正 削除

最終更新日時:2014年06月26日 13時42分 文書タグ:

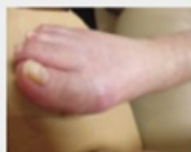
本日、[redacted]さんはデイに来ていますが、下肢に浮腫があります。体重は本日27.7kg。6/2 26kg。5/1 25kg。でした。呼吸困難感ありません。尿量は少ないですが尿意の訴えあります。写真添付いたします。よろしくお願いいたします。

P1000140.JPG



[ダウンロード](#) / [拡大](#)

P1000142.JPG



[ダウンロード](#) / [拡大](#)

P1000143.JPG



[ダウンロード](#) / [拡大](#)

「電子@連絡帳」での情報共有事例（その2）

1) 市町村からの利用者への情報発信

※各市町村単位で「IIJ電子@連絡帳サービス」を運営。

- ・市町村の医療介護事業所への情報共有。
(厚生労働省や県からの通知)

2) 各職能団体内での情報共有

- ・三師会、介護事業所連絡会議での情報共有。
(厚労省通知、医師会員内の情報)

新型コロナウイルス感染対策に関する「通知」をFAXで受け取るのは「紙代」が大変！
電子@連絡帳でPDFで送付されれば必要な「通知」だけ印刷して保管すればいい！！

各市町村の登録事業所、
利用者への周知・連絡

行政（運営）



電子@連絡帳を
利用して情報共有

医師・薬剤師・歯科医師



医師会



医師・薬剤師・歯科医師



限られた利用者への情報共有
(例：医師会会員のみ)

導入する行政・地域・施設



連携する二次医療圏と行政



参加する多職種



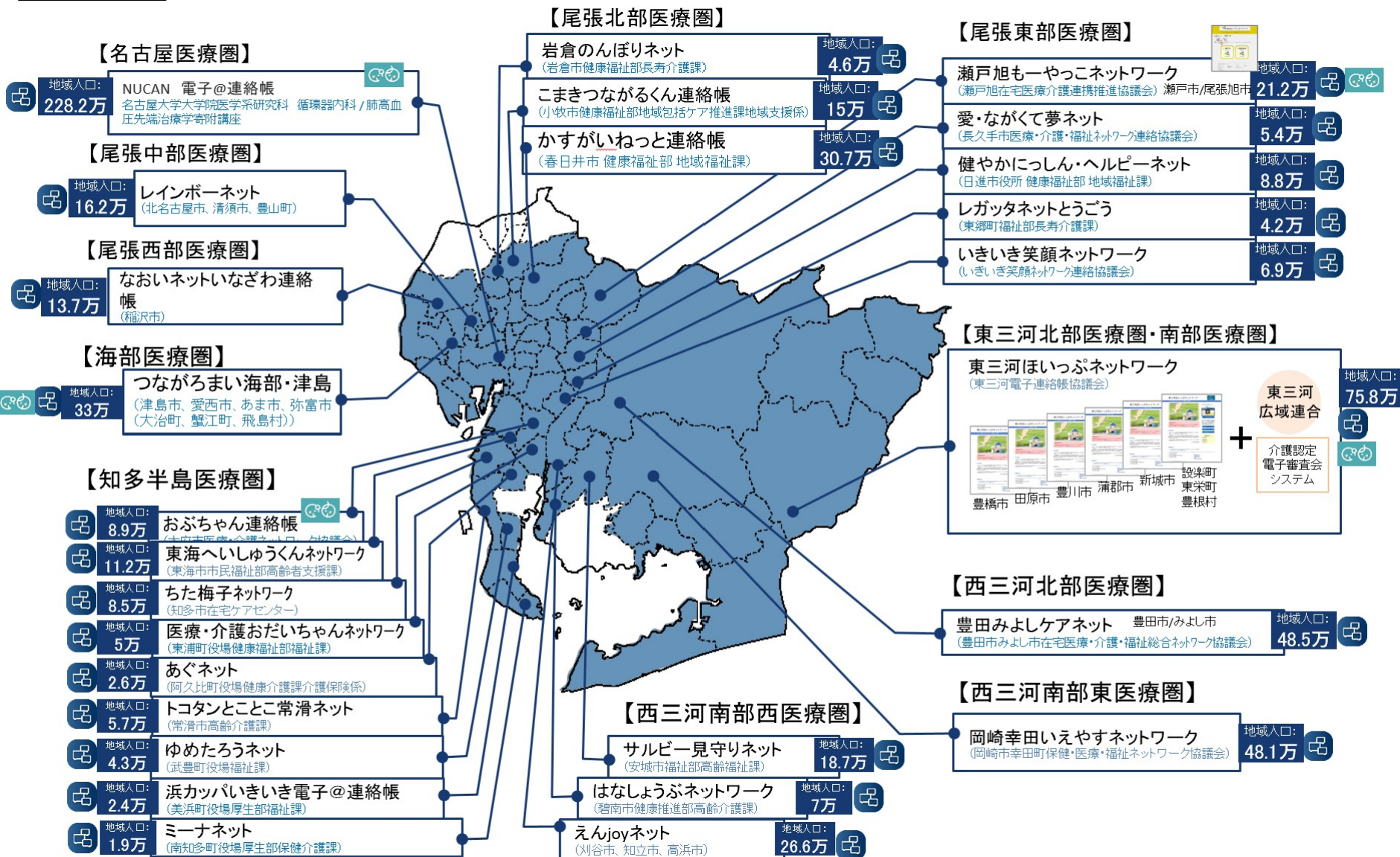
14,000人以上
30職種以上

登録患者数



18,000人以上

愛知県 54行政のうち46行政で在宅医療介護連携システムとして運営



※名古屋大学医学部附属病院 先端医療開発部先端医療・臨床研究支援センターより出展

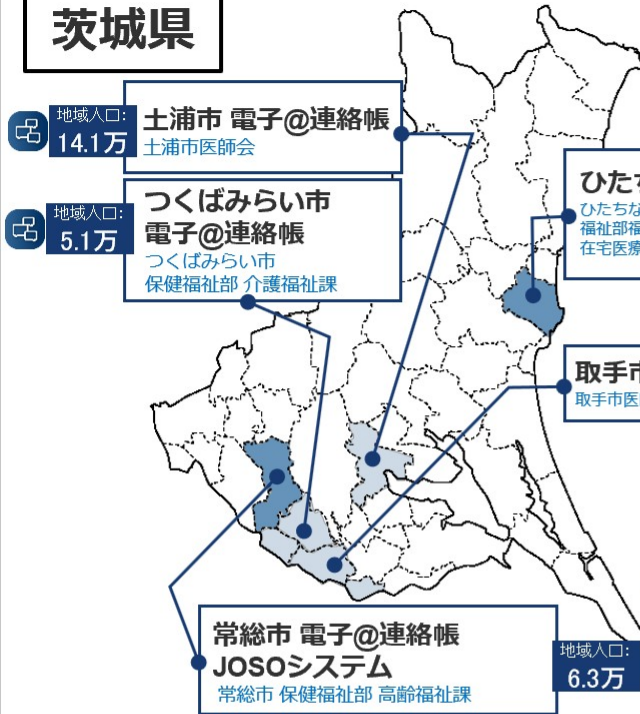
全国「IJ電子@連絡帳サービス」利用実績

令和2年5月1日 現在

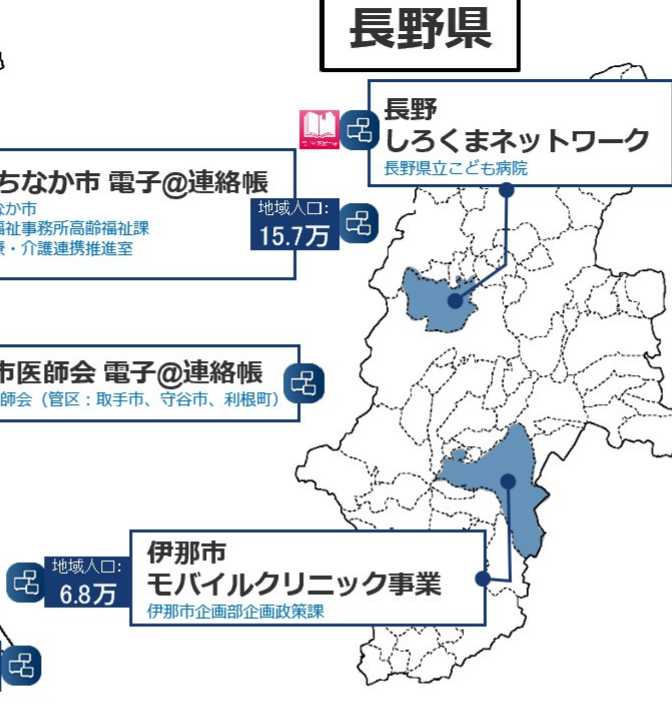
茨城県、三重県、長野県ほか、全国で導入

■ 実運用中 ■ 本運用準備中

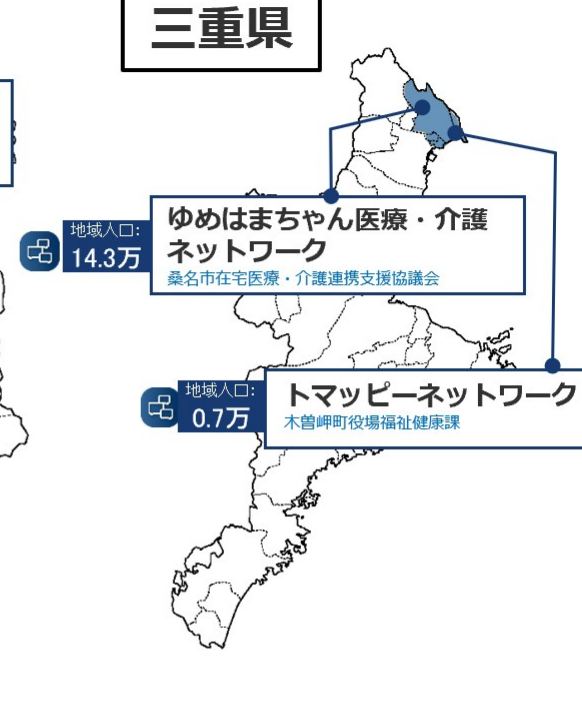
茨城県



長野県



三重県



東京都



神奈川県



和歌山県



なぜ二次医療圏連携が必要なのか？

現行の課題

1) 「住民生活圏」と二次医療圏範囲の相違

- ・ 自市町村住民の生活圏でもある近隣市町村が違う二次医療圏であり、住民が利用する近隣市町村の医介護施設と電子@連絡帳で連携ができない。

2) 高度急性期病院との連携

- ・ 県内の限られた小児医療拠点病院が、市町村によっては二次医療圏の範囲外となるため入退院情報の連携ができず、急性期病院も電子@連絡帳を利用した各市町村への在宅療育支援ができない。

3) 医療介護連携で必要となる広範囲な情報連携（新型コロナウイルス感染対策）

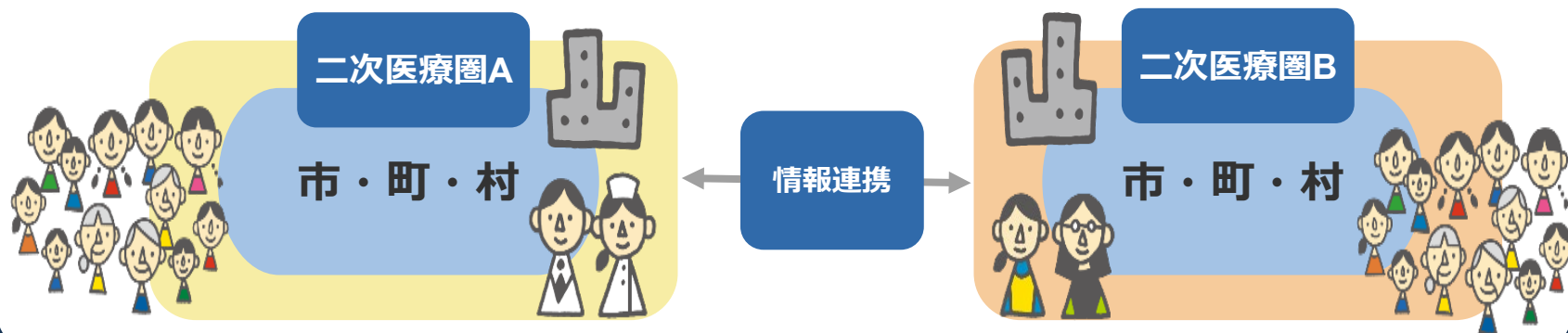
- ・ 地域住民が利用する近隣市町村の施設（介護予防）が、異なる二次医療圏となるため施設の運営状況（閉鎖、受け入れ制限）の情報交換ができない。
- ・ ケアマネージャーが感染予防で患者との面会を禁止している他の二次医療圏病院とのビデオ会議結果の議事録確認が電子@連絡帳を活用してできない。

（※）二次医療圏：国の医療計画にもとづき都道府県が設定した地域単位の一つ。二次医療圏は救急医療を含む一般的な医療を提供する範囲で、複数の市町村をまとめて1単位として設定されている。

愛知県「電子@連絡帳」 広域連携の締結メリット①

1. 二次医療圏範囲を越えた広域連携

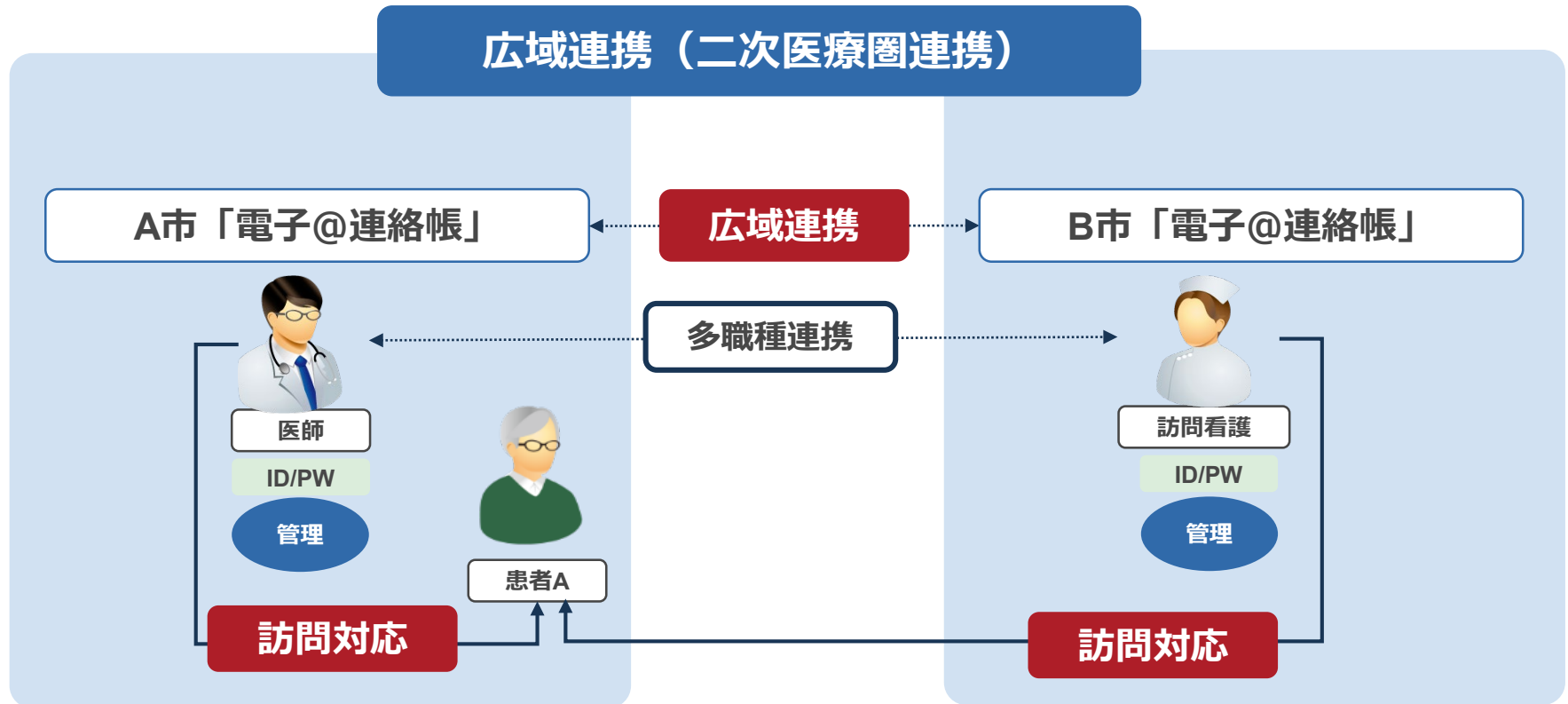
- 住民の生活圏を意識し、他市町村との連携を含めた持続可能な医療介護サービス提供体制の構築。
- 新型コロナウイルス感染対策に関する正確な情報連携。
 - ・ 地域住民の生活圏を考慮した他市町村との情報交換と連携。
 - ・ 現在利用できる他市町村の医療介護サービスの情報交換。



<目的>

- 住民の生活圏を意識し、二次医療圏範囲を越えて医療介護サービス提供体制を構築する。

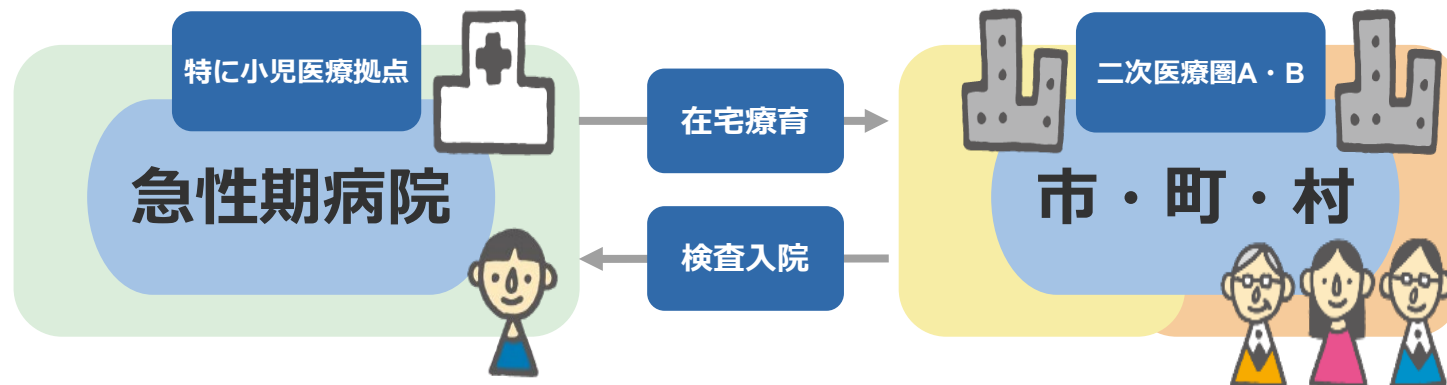
広域連携（二次医療圏連携）



愛知県「電子@連絡帳」 広域連携の締結メリット②

2. 県内医療拠点との連携

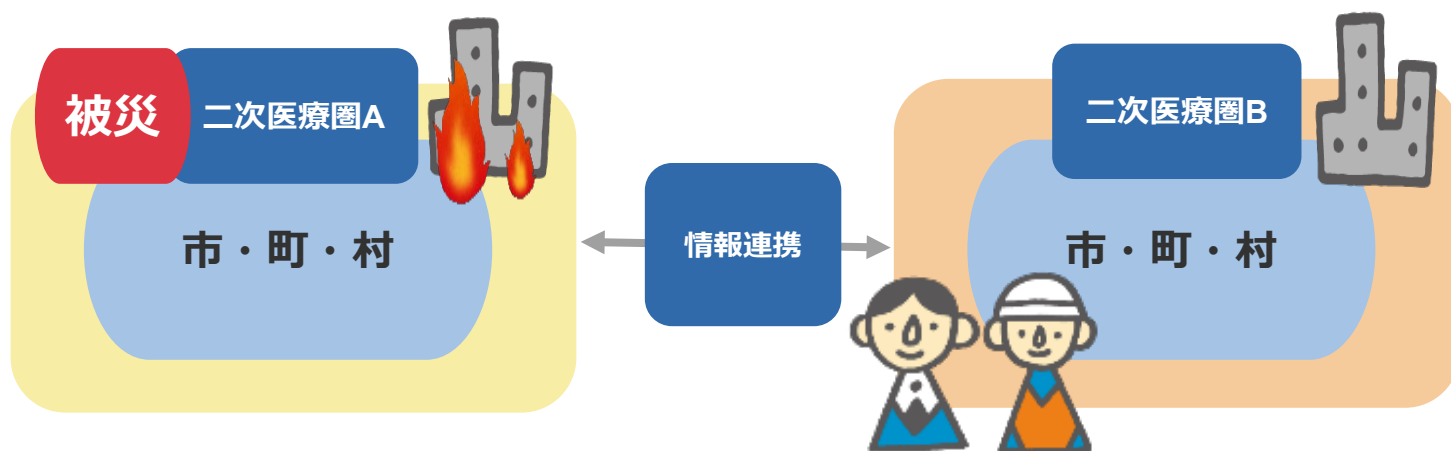
- 愛知県内の小児・高齢者の急性期病院と各市町村の「かかりつけ医」「訪問看護師」等との連携が可能になり在宅療養・療育継続を支援。



愛知県「電子@連絡帳」 広域連携の締結メリット③

3. 災害時の各市町村間の情報連携

- 災害発生時の近隣二次医療圏市町村との情報連携。
- 将来的に他市町村へ住民が避難した場合、被災市町村の許可のもと避難地域でも被災市町村の患者情報（特に既往歴や在宅療養の情報）連携を予定。



【愛知県】在宅医療介護連携システム「電子@連絡帳」に関する広域連携協定書（2020/04/01）

在宅医療介護連携システム「電子@連絡帳」に関する広域連携協定書

写

春日井市と、小牧市と、岩倉市と、津島市と、愛西市と、弥富市と、あま市と、大治町と、蟹江町と、飛島村と、刈谷市と、知立市と、高浜市と、碧南市と、尾張中部地域在宅医療・介護連携推進協議会と、瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会と、豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク協議会と、岡崎市幸田町保健・医療・福祉ネットワーク協議会と、東三河電子連絡帳協議会（以下、「協定参加機関」という。）は、次のとおり在宅医療介護連携システム電子@連絡帳に関する協定を締結する。

（電子@連絡帳の広域的利用）

第1条 協定参加機関のいずれかにより利用承認を受けた者は、現在自らが利用する電子@連絡帳以外に、協定参加機関が管理する電子@連絡帳を利用する「利用者」と電子@連絡帳に登録がある「患者」の情報を共有化することができる。ただし、利用する地域の電子@連絡帳の利用規約を遵守しなければならない。

この協定の締結を証するため、本書を協定参加機関の数、19通作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

令和2年4月1日

春日井市 春日井市長 伊藤太	小牧市 小牧市長 山下史守朗	岩倉市 岩倉市長 久保田桂朗
津島市 津島市長 日比一昭	愛西市 愛西市長 日永貴章	弥富市 弥富市長 安藤正明
あま市 あま市長 村上浩司	大治町 大治町長 村上昌生	蟹江町 蟹江町長 横江淳一
飛島村 飛島村長 久野時男		

刈谷市 刈谷市長 稲垣武	知立市 知立市長 林郁夫	高浜市 高浜市長 吉岡初浩
-----------------	-----------------	------------------

碧南市
碧南市長 福宜田政信

尾張中部地域
（清須市、北名古屋、豊山町）代表
尾張中部地域在宅医療・介護連携推進協議会 会長 加藤裕

尾張東部医療圏
（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）代表
瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会 会長 黒江幸四郎

西三河北部医療圏
（豊田市、みよし市）代表
豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク協議会 会長 神谷謙

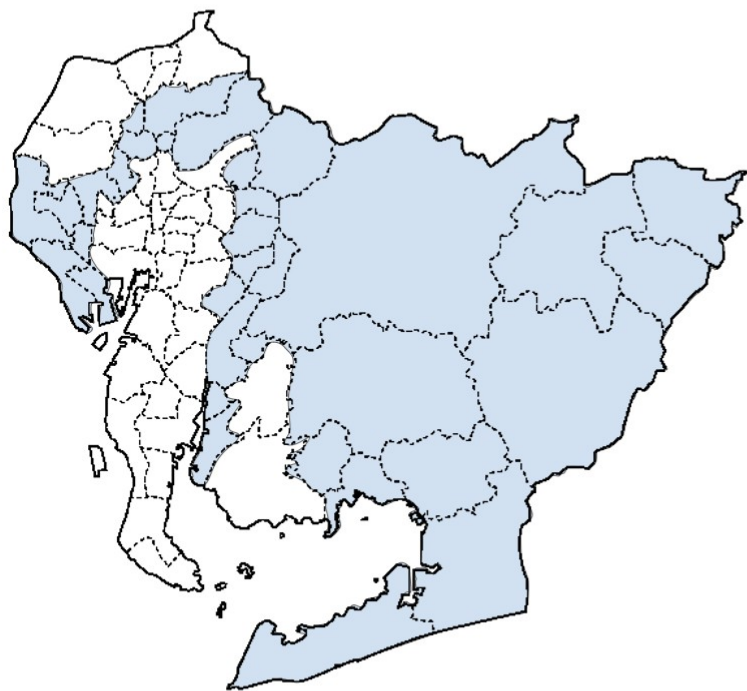
西三河南部東医療圏
（岡崎市、幸田町）代表
岡崎市幸田町保健・医療・福祉ネットワーク協議会 会長 小原淳

東三河北部医療圏・南部医療圏
（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）代表
東三河電子連絡帳協議会 会長 安井洋

【令和2年4月1日】愛知県「電子@連絡帳」広域連携協定への参加市町村

愛知県「電子@連絡帳」広域連携協定(参加地域一覧)

令和2年4月1日に35行政が協定に参加

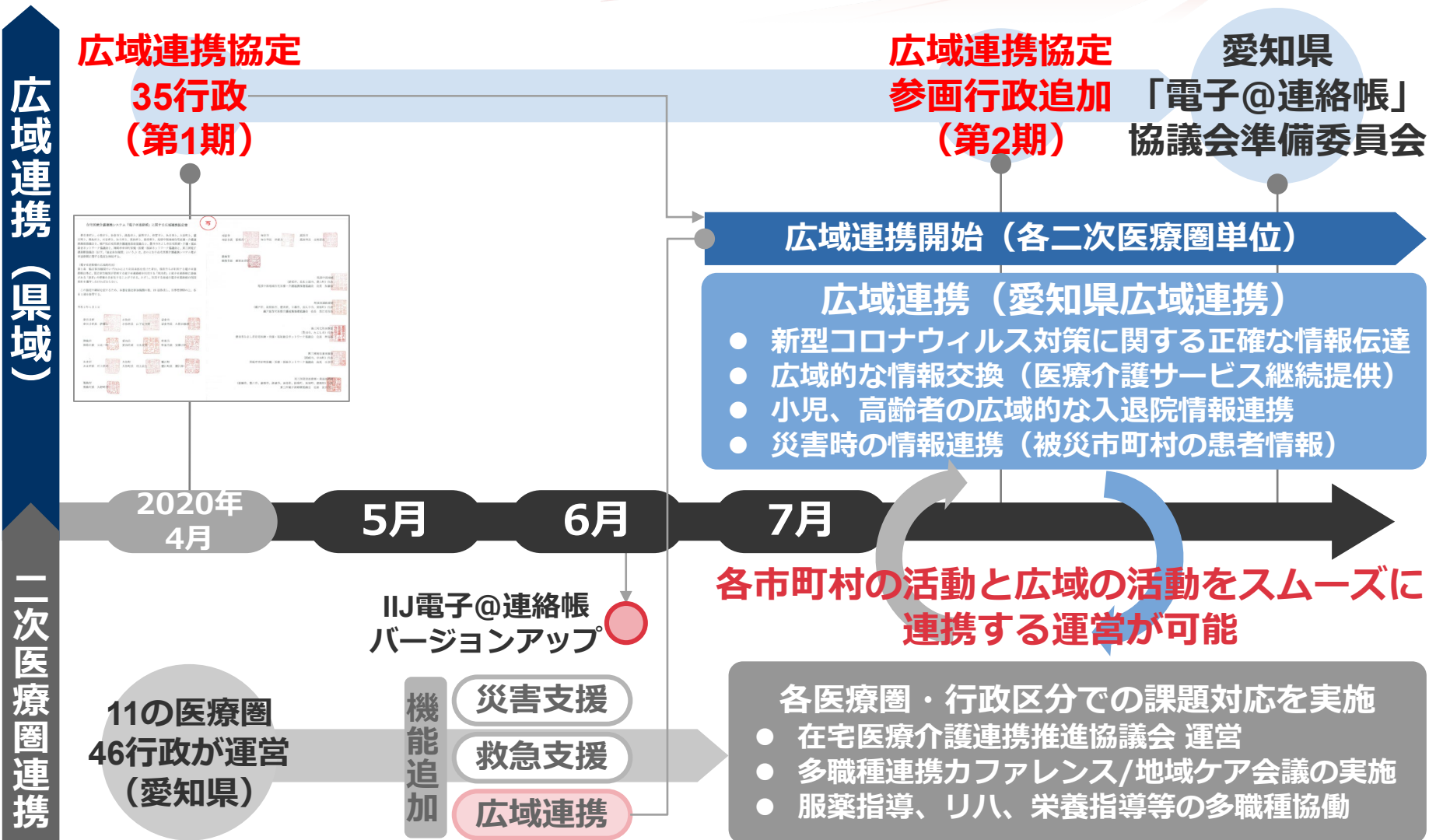


【令和2年4月1日に協定締結した地域】

2020年4月1日

項番	医療圏	行政名	締結者
1	海部医療圏	津島市	津島市長 日比一昭
2		愛西市	愛西市長 日永貴章
3		弥富市	弥富市長 安藤正明
4		あま市	あま市長 村上浩司
5		大治町	大治町長 村上昌生
6		蟹江町	蟹江町長 横江淳一
7		飛島村	飛島村長 久野時男
8	尾張中部地域	清須市	尾張中部地域在宅医療・介護連携推進協議会 会長 加藤裕
9		北名古屋	
10		豊山町	
11	尾張北部地域	春日井市	春日井市長 伊藤太
12		小牧市	小牧市長 山下史守朗
13		岩倉市	岩倉市長 久保田桂朗
14	尾張東部医療圏	瀬戸市	瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会 会長 黒江幸四郎
15		尾張旭市	
16		豊明市	
17		日進市	
18		長久手市	
19	東郷町		
20	西三河北部医療圏	豊田市	豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク協議会 会長 神谷諭
21		みよし市	
22	西三河南部西医療圏	碧南市	碧南市長 瀬川政信
23		刈谷市	刈谷市長 稲垣武
24		知立市	知立市長 林郁夫
25		高浜市	高浜市長 吉岡初浩
26	西三河南部東医療圏	岡崎市	岡崎市幸田町保健・医療・福祉ネットワーク協議会 会長 小原淳
27		幸田町	
28	東三河北部医療圏	新城市	東三河電子連絡帳協議会 会長 安井洋二
29		設楽町	
30		東栄町	
31		豊根村	
32	東三河南部医療圏	豊橋市	東三河電子連絡帳協議会 会長 安井洋二
33		豊川市	
34		蒲郡市	
35		田原市	

愛知県「電子@連絡帳」 広域連携に関する今後のスケジュール



専門職連携を行うICTプラットフォームを市町村から県域までスケールし、地域個々の課題から、県域の横断活用まで実現可能なプラットフォームを目指す。



日本のインターネットは1992年、IIJとともに始まりました。以来、IIJグループはネットワーク社会の基盤をつくり、技術力でその発展を支えてきました。インターネットの未来を想い、新たなイノベーションに挑戦し続けていく。それは、つねに先駆者としてインターネットの可能性を切り拓いてきたIIJの、これからも変わることのない姿勢です。IIJの真ん中のIはイニシアティブ

IIJはいつもはじまりであり、未来です。

本書には、株式会社インターネットイニシアティブに権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当社に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されている商品名、会社名等は各会社の商号、商標または登録商標です。文中では™、®マークは表示していません。本サービスの仕様、及び本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。